

第48回プレハブ住宅コーディネーター資格認定講習会 〔事前課題〕

受講申込み者は、講習会当日までに事前学習を行なってください。内容は「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」(第13版:平成29年6月5日発行)に基づいています。

平成29年9月

◆事前課題の内容について

- 課題は204問です。
- テキストの第1編から第3編まで、抜粋された課題が順に掲載されています。
- 課題ページ右欄に記載されたテキストの参照頁を確認しながら学習してください。

◆課題ページ例

課 題	参照頁
第1編 プレハブ住宅の現状と社会的役割について	
1-1 住まいづくりの現在	
1. 住生活基本法は、これまでの「住宅建設五カ年計画」による「公営・公庫・公団住宅の建設戸数(フロー)」を重視した住宅政策に代わって、「国民の豊かな住生活の実現」のための【 】重視型へと国の住宅政策を大きく転換するものである。	(P8)

※ 課題の内容が記載されているテキスト(第13版)の参照ページです

第1編 プレハブ住宅の現状と社会的役割について

1-1 住まいづくりの現在

1. 住宅は都市を形成する基盤であり、重要な【 】でもある。今後は「住宅は個人の資産」といった考え方**だけ**ではなく、豊かで美しく住みやすい住環境(街並み)の形成にも積極的に取り組んでいくことが個人のみならず社会全体に求められている。 (P3)
2. 平成【 】6月に公布・施行された住生活基本法は、これまでの「住宅建設五**箇**年計画」による「公営・公庫・公団住宅の建設戸数(フロー)」を重視した住宅政策に代わって、「国民の豊かな住生活の実現」のための【 】重視型へと国の住宅政策を大きく転換するものである。 (P8)
3. 住生活基本法の目的は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定めること、基本理念実現のための基本的施策、住生活基本計画そのほかの基本的事項を定めること、そして【 】等の責務を明らかにすることである。 (P8)

1-2 プレハブ住宅の現状

4. 戦後復興の最も重要な目標は、膨大な住宅不足の解消や都市の【 】であった。このような問題を解決するには戦前からの在来木造工法による住宅建設だけでなく、今までとは違った新しい建設方法が必要とされた。 (P10)
5. (一社)プレハブ建築協会は、昭和【 】年に「プレハブ住宅の供給業務に関する【 】規準」を制定し、「会員が供給する住宅の品質の向上」、「プレハブ住宅の健全な発展」、「プレハブ住宅の需要拡大」を目指し、プレハブ**住宅**の信頼を高めるよう努めてきた。平成18年5月には、大幅な改定を行ない、名称も「プレハブ住宅の供給業務管理規準」とした。 (P11)
6. 現代の日本の住宅は、さまざまな供給スタイルで作られているが、多様な工法・構造や供給形態を持つ住宅産業は世界でも類がなく日本独自の産業といわれている。中でもプレハブ住宅は、工場生産による合理化にあたって、日本の住宅産業の近代化に【 】的な役割を果たしてきた。 (P16)
7. (一社)プレハブ建築協会は「エコアクション21」の活動実績をふまえ、今日の社会的課題である「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に対応した新たな環境行動計画として【 】を策定(平成28年に中間見直し)し、毎年その実績を公表している。 (P20～24)

8. HEMS はスマートハウスの中核となる技術であり、家全体のエネルギー使用量や発電・売電の状態のリアルタイムでの【 】と電力消費機器（家電や住宅設備等）の【 】によるエネルギー利用の最適化を実現するものである。(P34)

第2編 住宅営業のプロセスについて学ぶ

2-1 住宅営業の全体プロセス

9. 「説得営業」は、今では受け入れられない時代になっている。顧客にとって納得出来る点とは、単にことばで表現された【 】したニーズを満たすことではない。顧客自身が気付いていない、言葉ではうまく表現できないけれど「何かこうしたい」といった【 】しているニーズに対して、住宅の専門家としての立場で、顧客に提案していくことの出来る営業担当者が求められている。(P42)
10. 顧客の側からは営業担当者との約束は即ち会社との約束であることから、そこに法律に違反するような内容・行為が入り込むことは決して許されるものではない。企業の【 】が厳しく問われる昨今であり、営業担当者個人の厳格な法令遵守の態度が求められている。(P43)

2-3 事前調査(敷地調査)

11. 現地調査では、以前の敷地の使用状況や、周辺の【 】状況、過去の冠水の有無などの地勢状況、周辺住民との関係や【 】協定の有無といった地域情報、風向きや霧の発生といった局所気候の特徴など周辺住民から話を聞くなどしておくが良い。(P47)
12. 敷地調査で道路状況については、敷地に接している道路は【 】道か【 】道か、また接する道路の数、方位、道路幅等を確認する必要がある。(P48)
13. 戸建住宅の地盤調査は【 】(SS 式)が一般的である。SS 式では、ロッドを回転させながら地盤に貫入させ、その時の抵抗の大きさを【 】として算定する。この【 】と土質から地盤の地耐力を推定する。(P52)
14. 地耐力とは、地盤1㎡あたりの荷重が何トン(何キロニュートン:kN)までなら許容できるかを表す単位のことである。住宅用の場合には、長期荷重で【 】kN/㎡以上なら良好な地盤、【 】~【 】kN/㎡は弱い地盤、【 】kN/㎡未満は一般に軟弱地盤と判断される。(P52)

2-4 建築と敷地に係る法律

15. 都市計画区域では【 】区域と【 】区域に区分し、無秩序な市街化を防止する。この区分を一般に【 】と呼ぶ。都道府県がマスタープランをもとに判断して定めることができる。(P55)

16. 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域および、おおむね【 】年以内に優先的、かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。 (P55)
17. 用途地域は、地域ごとに建築物の用途、容積率、建ぺい率、日影などを規制する。【 】区域では少なくとも用途地域を定めるが、【 】区域では原則として用途地域は定めない。 (P56)
18. 都市計画区域内で開発行為を行おうとする者は、事前に都道府県知事の許可を受けなければならない(都計法29条)。この開発行為とは、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の【 】形質の変更をいう(都計法4条12項)。 (P57)
19. 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律であり、建築確認等の手続きなど制度規定の他に、実体規定である【 】規定と【 】規定によって構成されている。 (P58)
20. 建築基準法には【 】の原則(令1条1号)があり、集団規定は、敷地を単位として適用されるのが原則である。この敷地とは、①1つの建築物のある一団の土地、②用途不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地、のいずれかである。 (P58)
21. 建築基準法における、法 42 条の道路とは、原則として幅員【 】m(【 】m道路区域:特定行政庁が土地の状況などにより必要と認めて指定する区域内では【 】m)以上のものをいう。 (P59)
22. 道路法、都市計画法、土地区画整理法等に基づき、新設又は変更の事業計画のある道路(計画道路)で、【 】年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは建築基準法上の道路として認められる。 (P59)
23. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法などによらないで築造する道(政令で定める基準に適合するもの)で特定行政庁からその位置の【 】を受けたものは、建築基準法上の道路とされる。 (P59)
24. 建築基準法第3章の規定(集団規定)が適用されるに至った際、**現に建築物が立ち並んでいる**幅員【 】m未満の道で、特定行政庁が指定したものであるときは、原則として道路の中心線から両側に水平距離【 】mずつ後退した位置が道路の境界線とみなされる。(法第42条2項) (P59)
25. 現に**建築物**が立ち並んでいる幅員【 】m未満の道で、片方が川やがけの場合は、その境界線から敷地側に一方向に【 】m後退し、その後退線を境界線とする。(みなし道路、2項道路) (P59)

26. 道路位置指定(令144条の4)を受けるためには、①砂利敷その他の【 】とならない構造とする、②階段状でなく、かつ縦断勾配は12%以下、③必要な側溝、敷地内排水その他の施設を設ける、④道が交差し、接続し、屈曲する箇所には、すみ切りを設ける(2mの2等辺三角形)⑤両端が法42条の道路に通じている(袋路状道路は原則禁止)といった基準がある。 (P59)
27. 建築物の敷地は、道路に【 】m以上接していなければならない。なお、**特殊建築物**、階層3以上の建築物、延べ床面積1,000㎡を超える建築物、無窓の居室のある建築物については、地方公共団体の条例で必要な制限(幅員、接道長など)を付加することができる。 (P60)
28. 第1種低層住居専用地域においては、独立した店舗、事務所などの用途の建築は許されていないが、「延べ面積の【 】以上を居住の用に供し、かつ、店舗などの住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積が【 】㎡以下のもの」に限り「兼用住宅」として認められる。 (P61)
29. 容積率＝建築物の【 】/敷地面積(×100%) (P63)
30. 容積率は原則として、用途地域ごとに法律で定められている数値の中から、都市計画で定めた数値(基準容積率)とする。ただし、前面道路の幅員が【 】m未満の場合は、幅員の数値に、用途地域により定められた数値を掛けた数値を超えることはできない。 (P63)
31. 幅員6m～12mの前面道路が、幅員【 】m以上の道路(特定道路という)に接続するとき、これらの前面道路に接する敷地については、特定道路からの距離に比例して容積率が緩和される(延長70メートル以内で) (P63)
32. 建築物の敷地が2以上の異なる容積率の制限を受ける地域にわたる場合は、それぞれの地域の部分ごとに算出した延べ面積の限度の【 】がその敷地全体についての延べ面積の限度となる。 (P63)
33. 自動車車庫、自転車駐輪場がある場合、これらの床面積の合計が当該建築物の延べ面積の【 】の範囲内であれば、その部分の床面積を容積率の算定から除外することができる。 (P64)
34. 天井が地盤面からの高さ【 】m以下にある地下室で、住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の延べ面積の合計の【 】の範囲内であれば容積率の算定から除外できる。 (P64)
35. 建ぺい率の緩和に関して、防火地域内に建てられる耐火建築物は0.1加算、角地など敷地の周囲に十分なオープンスペースがある区域内の建築物は【 】加算の緩和措置が適用される。(該当するか否か特定行政庁に確認すること)。これらの両方に該当する場合は、【 】加算される。 (P65)

36. 斜線制限とは、道路や隣地と建築物相互に、日照、採光、通風などを確保することを目的とした建築物の各部分の高さ規制である。①【 】斜線制限、②【 】斜線制限、③【 】斜線制限がある。 (P66) (P68) (P69)
37. 道路斜線制限は、都市計画区域内であれば、【 】地域指定のない地域も含め、全ての地域に適用される。建物の高さは、敷地の前面道路の反対側の境界線から一定の【 】の斜線以下の高さとしなければならない。 (P66)
38. 道路斜線制限の緩和措置として、前面道路から【 】した建築物については、その【 】距離だけ前面道路の反対側の境界線が向かい側に移動したもとして道路斜線制限を適用する。 (P66)
39. 北側斜線制限とは、特に良好な住環境の確保が必要な住居専用地域を対象にした建築物の高さ制限のことである。斜線制限の高さは、敷地の北側の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の【 】倍に低層住居専用地域では【 】m(中高層住居専用地域内では10m)を加えたものである。 (P68)
40. 北側斜線制限の緩和措置で、水面、線路敷などが北側道路の反対側または敷地の北側に接してある場合は、境界線は水面などの幅の【 】だけ外側にあるものとみなす(【 】は対象外)。 (P68)
41. 建物の階数を算定する場合、屋上部や地階の倉庫などの部分で、建築面積の【 】以下のものは階数に算入しない。 (P74)
42. 借地権の存続期間は建物の種類によらず一律【 】年以上として契約で定める。これより短い契約は無効とする。 (P75)
43. 借地権とは建物の所有を目的とする地上権または土地の【 】権を言う。定期借地権とは定められた契約期間で借地契約が完了し更新はない。定期借地権には、①【 】借地権、②【 】借地権、③【 】借地権がある。 (P75)
44. 土地の所有者は、隣の土地から【 】に水が流れてきた場合、これを妨げることはできない。また、雨水が隣地に直接注ぐような屋根その他の工作物を設けてはならない。 (P76)
45. 隣地の境界に囲障を設置する場合、隣地所有者と費用を分担して塀などの囲障を設置することができる。また、協議が成立しないときでも、一方の者は2mの高さの板塀か竹垣を作り、その費用の【 】を他方に請求することができる。 (P76)
46. 他の土地に囲まれて公路に通じていない袋地の所有者は、公路に出るために他人の土地を通行することができる。これを、袋地の【 】通行権という。(民法 210～213 条) (P76)

47. 建物は隣地境界線から【 】cm以上離して建てなければならない。ただし、防火地域又は準防火地域内の建築物に限って、その外壁を【 】構造としたものは、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。 (P77)

48. 境界線に面した窓や縁側が、境界線から【 】m未満にある場合は、目隠しをつけなければならない。ただし、目隠しをつけない習慣がある地区では、つけなくてもよい。 (P77)

2-5 住宅の設計プロセス

49. 住まいの設計においては、建物の建つ敷地条件や法的条件、敷地周辺の街並みとの調和といった制約的側面と、顧客の希望条件や【 】なニーズ、予算などの顧客条件、商品の技術的条件など多方面に渡る配慮が必要とされる。 (P79)

50. プランニングの際、例えばパブリックゾーンを1階に、プライベートゾーンを2階にするなど、**住宅空間を、類似した機能別に分けたブロックとしてとらえて設計する手法を、【 】プランニング**という。 (P80) (P85)

51. 道路から、玄関に至るまでの、通路スペースを一般に【 】と呼ぶ。これは、住宅の印象を決める大きな要素である。 (P82)

52. 身障者同居のプランニングのポイントとして、道路から床への移動は、スロープによるのが一般的で、勾配は【 】～【 】が適当である。 (P93)

53. 加齢配慮の住まいは、体力の低下している高齢者にとっても健常者にとっても住みやすい住宅と言える。特に、【 】の設置または準備は重要である。階段・玄関での靴脱ぎ、浴室・トイレでの立ち上がりなど、体重の上下移動が必要な場所には設置もしくは準備の対応が必要である。 (P93)

54. 玄関を計画する場合、バリアフリー対応に留意する必要がある。玄関扉部分の床段差(ポーチ～玄関土間)は【 】mm以下、また、玄関土間とホールの段差も180mm以下にしたい。 (P94)

55. テキスト 99 ページの、和室を構成する要素(部位)の名称(専門用語)を覚えてください。 (P99)

56. カラー計画の中の、色の3要素とは、色相、明度、【 】である。 (P104)

57. ルックスとは光の当たる面の明るさのことをいう【 】を表す単位である。手芸や裁縫といった作業には 2000 ルックスといった明るさが必要だ。逆に、深夜灯、防犯灯の基準は 1 ルックス程度である。 (P105)

58. 照明には部屋全体を明るくする全体照明と壁や床を部分的に明るくする部分照明がある。また、その方法として、直接照明と【 】照明の2つがある。 (P105)

59. 型式部材等製造者認証を取得した住宅は確認申請にあたり、一部の設計図書を省略することができる。一般図のうち、建物と地盤、垂直方の各部寸法の基準を示す【 】などがこれに該当している。 (P108)

2-6 見積と資金

60. 住宅建築にかかる当初の費用を【 】コストという。また【 】コストとは、入居後の住宅性能と居住環境を維持するための費用であり、エネルギー費とメンテナンス費の2つがある。 (P115)
61. 【 】コストの考え方は「製造から使用、廃棄までのトータルコストを削減する」というもので、現在では産業界で業種に拘らず定着している。住宅の場合にも、【 】コストが安ければそれによしとするのではなく、【 】コストや寿命がたった場合の解体処分費用までも含めた、住宅の一生にかかる【 】コストの削減にむけた努力が求められている。 (P115)
62. 資金計画によっては住宅ローンという長期間の返済に大きな影響がでる。このため①諸費用を含めた総費用で計算する、②自己資金は総費用の【 】～【 】%を目安にする、③長期固定金利を中心に計画する、④いくら借りられるかよりもいくら【 】できるか等が大切である。 (P116)

2-7 住宅ローンの種類と手続き

63. 財形は住宅金融支援機構や勤労者退職金共済機構が、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄などを行っている勤労者を対象とした融資である。勤務先で財形貯蓄を【 】年以上続け、残高が【 】万円以上であることなどが条件である。 (P118)
64. 財形住宅融資の金利は【 】年ごとに見直しされる【 】型で、貯蓄残高の【 】倍(4000万円)まで利用できる。 (P118)
65. フラット 35 は住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した、長期【 】型の住宅ローン。民間金融機関の住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取って【 】する (P118)
 が、返済手続きは申込みした金融機関が窓口となり、借入金利や借入期間などの契約内容は【 】後も変更ない。 (P119)
66. 住宅ローンの金利の決定時期は、「申込時」と「実行時(実際に融資が実行された時点)」の二つがある。たとえば財形住宅融資は【 】時金利が適用されるが、フラット35とほとんどの民間住宅ローンは【 】時金利が適用される。 (P121)

67. 住宅ローンの金利には、「全期間固定金利型」と「変動金利型」及び固定金利の期間を選択できる「型」がある。固定金利型は、借入時に返済期間全体の返済計画が確定できる。 (P122)
68. 住宅ローン返済方法について、①返済は毎月返済する元金が一定のため当初返済負担が高くなるが、元金の減少が早いので支払い総額は少なくなる。②返済は毎月の返済額が一定のため返済計画が立て易く、当初の返済負担を軽減できるが、支払い総額は多くなる。 (P122)

2-8 税金と登記

69. 住宅・土地を取得するときにかかる税金のひとつに税があるが、この税金は新築住宅の保存登記、所有権の移転登記や抵当権の設定登記を行う際に課税される国税である。 (P123)
70. 税は不動産を取得したことに対して担税力があるとみて課せられる税で、都道府県税である。税の軽減特例が設けられている。 (P123)
71. 土地の譲渡について、税は非課税である。ただし、土地の造成費用等や土地の売買に係わる仲介手数料については課税対象となる。建売住宅やマンションのように、土地と家屋を一括譲渡した場合には、譲渡代金を家屋分と土地分に分け分だけに課税される。 (P123)
72. 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)は住宅を取得(新築・購入・増改築)してから以内に入居し、その年のまで居住している場合、住宅の取得に要した借入金に対して、居住年より一定期間、一定の金額が所得税から控除される制度である。 (P124)
73. 固定資産税は、土地・家屋および償却資産の保有について課せられる税であり、毎年月日現在で課税台帳に所有者として登録されている者が納税者となる。 (P127)
74. 住宅用地の固定資産税の特例(税の軽減)について、小規模住宅用地(㎡以下の部分)については課税標準がに減額となる。(一般)住宅用地(㎡超の部分)について、課税標準がに減額となる。 (P127)
75. 新築住宅(一般)の固定資産税の特例(税の軽減)について当初年間㎡相当部分について税額がに減額となる。3階建て以上の耐火・準耐火住宅については、減額期間は当初の年間となる。長期優良住宅の場合は、当初期間がそれぞれ2年間プラスされる。 (P127)
76. 都市計画税は市町村が都市計画区域で都市計画事業や土地区画整理事業を行うための費用に充てる税である。原則として区域内に存在する土地および家屋所有者に固定資産税と併せて課税される。 (P127)

77. 居住用資産(住宅とその敷地)の譲渡に関しては、「居住用資産の譲渡に対する特例」として (P128)
 【 】万円特別控除が設けられている。さらに住宅とその敷地の所有期間が共に10年
 を超える場合には、低率分離課税(軽減税率の特例)が適用される。この場合、①特別控除後
 の譲渡所得6000万円以下の部分については、所得税が【 】%、住民税が【 】%、また②
 特別控除後の譲渡所得6000万円超の部分については、所得税が15%、住民税が5%となっ
 ている。
78. 建物の所有者は**建物完成後**、【 】以内に表題登記の申請をしなければならない(義 (P129)
 務)。所有権の保存登記は法律で義務付けられるものではないが、所有権を第三者に主張す
 るためには、この登記を行うことが必要である。
79. 住宅を建替えるときは、既存建物の【 】登記を行ない、次いで新築したときに建物 (P130)
 の【 】登記、所有権の【 】登記を行う。ローンを利用したときは、さらに
 【 】設定登記を行なう。また、ローンを完済したときは、【 】抹消登記
 がそれぞれ必要となる。
80. 土地や建物の登記簿は、1筆(1区画)の土地、1個の建物ごとに登記用紙があり、それぞれの (P130)
 登記簿は【 】、【 】、【 】の3つの部分で構成されている。 (P131)
81. 土地登記簿を確認する場合、登記簿上の地番と住居表示とは、必ずしも一致しない。この場合 (P131)
 は、【 】で場所を確認する必要がある。
82. 土地の上に建物がある場合は、土地登記簿による名義人の確認と、【 】登記簿により建 (P131)
 物の登記とその名義人を確認する。建物の名義人と土地の所有者が異なる場合は、【 】
 権が存在していると見たほうがよい。

2-9 契約

83. 工事請負契約は、当事者相互の合意だけで成立するものであり、契約書の作成は**民法**では必 (P132)
 ずしも必要でないが、建築工事については後日の紛争を防止するために、契約書を作成するこ
 とが【 】法(第19条)上で義務付けられている。
84. (一社)プレハブ建築協会が定めた「プレハブ住宅の供給業務管理規準」において、瑕疵などに (P133)
 関する保証は、【 】前に説明するとともに、工事請負契約約款、不動産売買契約書また
 は保証書に、その項目と期間を明示することとしている。保証期間の開始は
 【 】である。
85. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)によって、新築住宅の**基本** (P133)
 【 】部分(柱や梁など住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部
 分)については、【 】年間の瑕疵担保責任がすべての新築住宅に義務付けられている。

86. 請負により建築した住宅に瑕疵(契約上あるいは通常期待されている状態を欠く不具合)がある場合、請負人は過失の有無にかかわらず責任を負わなければならない。一方、注文者は瑕疵を理由として建物その他の工作物の請負契約を解除することは【 】。(民法 635 条) (P133)
87. 契約を締結する為に折衝を行うに当たって、顧客に【 】又は「困惑」を生じさせるような不適切な勧誘を行ってはならない。(消費者契約法) (P134)
88. 契約の過程で事業者が不適切な行為によって顧客と契約を結んだ場合には、【 】法の適用により顧客はその契約を取り消すことが出来る。 (P134)
89. 平成 29 年 5 月 30 日施行の【 】保護法改正により、取り扱う件数の要件が撤廃され、個人情報【 】件でも持っている事業者はすべて【 】として法規制の対象となった。住宅営業にあたっては様々な場面で家族構成をはじめ職業・年収などお客様の個人情報を取得することになるが、これらの適正な取扱いによる【 】保護法の遵守が求められている。 (P135)
90. 個人情報の保護に関して、住宅営業上の基本的なルールとしては、住宅展示場・現場見学会などでの来訪者カードへの記入依頼やお客様からの電話等の問合せ・資料請求などに応じるなど、お客様の個人情報を入手することになる場合は、入手した個人情報の【 】目的を出来るだけ特定し、お客様に明示することが必要となる。 (P136)
91. 宅地建物取引業法では、宅地建物取引士(旧主任者)設置義務を設けている。宅建士は、「宅地建物取引士資格試験」に合格し、登録後に、取引士証の交付を受けなければならない。【 】の宅建士を事務所毎に、【 】人に1人の割合で置かなければならない。 (P137)
92. 住宅瑕疵担保履行法は、構造計算書(耐震強度)偽装事件を受けて、すべての新築住宅の売主(宅地建物取引業者、建設業者)に、瑕疵担保責任の履行のための【 】加入または保証金の【 】を義務付けた法律である。平成21年10月1日引渡の新築住宅から対象となった。 (P138)
93. 建設リサイクル法は、建築の解体工事等により発生する廃棄物の適正な処理と、限りある資源を有効活用するために廃棄物の再資源化を図ることを目的に制定された。適正な【 】と再資源化の確実な実施のために、事前届出・事後報告が必要であり、また解体工事請負契約を締結する必要がある。 (P140)
94. 解体工事の契約手続きとして、元請業者は、発注者(施主)に分別解体等の計画(分別解体の方法、費用)を【 】で説明する。 (P140)

2-10 工事手続き

95. 自己所有の農地を宅地として使用する場合、【 】の許可が必要である。(P146)
 無許可のまま転用した場合には罰則を受ける。市街化区域内農地は、転用着手日までに【 】委員会に届ける必要がある。ただし、生産緑地地区に指定された土地には建築できない。
96. 建築物の建築を行う場合、建築主はその計画が建築基準法関係規定に適合するものであること。(P147)
 について、着工前に確認の申請書を建築主事または指定確認検査機関に提出して確認を受け、【 】の交付を受けなければならない。
97. 住宅性能表示制度の利用は任意であり、制度の説明と利用するかしないかの【 】が顧客に対して必要である。(P149)

2-11 保証とアフターサービス

98. 品確法の3本柱は【 】、「住宅に係る紛争処理体制の整備」、「瑕疵担保責任の特例」である。(P150)
99. 品確法により新築住宅の売主等は、住宅の基本構造部分の瑕疵について【 】年間の瑕疵担保責任が課せられている。また、新築住宅の取得契約において、基本構造部分以外も含めた瑕疵担保責任の特約を結べば【 】年まで伸長可能となった。(P150)

2-12 賃貸住宅

100. 賃貸住宅は法律上、【 】建築物と位置づけられ、戸建住宅よりも厳しい制限が課せられている。また地方公共団体の【 】による制限の付加が委任されている。さらに、地域の建築協定により「賃貸住宅の建築禁止」を定めている場合もある。いずれにせよ、建設地ごとの規制について、きめ細かく把握しておく必要がある。(P157)
101. 賃貸住宅の【 】とは、建物や設備に投じた資金を一定の年数をかけて回収していくものである。建物や設備は年々価値が消耗していくため、その分を【 】に計上できる。(P160)

第3編 プレハブ住宅の技術・性能・理論について学ぶ

3-1 プレハブ住宅の技術を知る

102. 鉄筋コンクリート造(RC造)の特徴として、コンクリートは、【 】に対して強度があるが、引張力には弱い。鉄筋は細いので【 】に弱く(座屈)、火災時の熱による強度低下や錆もある。これをコンクリート被覆することでお互いを補完するよう組み合わせられたのが、RC造である。(P169)

- 103.住宅の基礎は、上部構造の構造型式(重量)と、地盤の支持力により、様々な基礎形状が使い分けられる。布基礎、【 】、基礎+杭打などの種類がある。沼地、田などの埋め立て地では地耐力がないものと考えられるので、軽量の建物でも、【 】改良を行うか、【 】基礎とする。(P176)
- 104.屋内と屋外を区切る壁を外周壁と呼び、屋内の部屋を区切る壁を間仕切壁と呼ぶ。また、壁式構造や組積造の壁のように建物の荷重や外力を負担する壁を【 】と呼び、外力を負担しない壁を非耐力壁と呼ぶ。(P179)
- 105.壁の構法について、【 】壁は壁を柱と柱の間に納め、柱が外面に現れる壁を言い、【 】壁は構造材をすべて壁仕上面で覆ってしまう構法を言う。(P179)
- 106.長屋または共同住宅の場合、隣戸との間仕切りは【 】と呼ばれ、建築基準法で防火性能と遮音性能が特に要求される。小屋裏または天井裏に達するもので、隣接する住戸からの日常生活に伴い生じる音を衛生上支障の無いように低減する【 】を有するものとしなければならない。(P181)
- 107.長屋または共同住宅の各戸の界壁は、【 】構造とし、【 】または【 】に達せしめなければならない。(P181)
- 108.外壁の開口部で延焼の恐れのある部分については、防火設備(防火戸)を設ける。防火設備には【 】の遮炎性が要求される。特定防火設備は主に防火区画に設ける防火戸であり、【 】の遮炎性が要求される。(P182)
- 109.建築基準法で規定されている階段の寸法は、戸建住宅の階段の場合は、蹴上げ【 】cm以下、踏面【 】cm以上、幅【 】cm以上が最低基準である。(P184)
- 110.木造住宅の構造材としては、杉や檜が多いが、梁材としては強度の高い【 】系統、土台にはひばや防腐処理土台などが使用される。(P187)
- 111.乾燥していない木材は狂いやすく、ひび割れを起こすため、化粧柱などでは、主要な面の割れを逃れる為に【 】を施す。(P187)
- 112.木は燃える材料であるが、ある程度の厚みがあれば、表面は焦げるが、それ以上はなかなか燃えない。これは表面の炭化層が断熱材の働きをし、それ以上の燃焼を抑制する為である。この燃え代は、一般に断面の上下左右それぞれ【 】cm程度の厚さを見込んでいる。(P187)
- 113.合板は一般にベニヤ板と呼ばれており、**単板(ベニヤ)を互い違いに貼り合わせたものだが**、その特徴は、①比較的安価、②他の板状製品に比べて強度が大、③割裂しにくい、④異方性が小さい、⑤【 】の高いものが得られるなどである。(P188)

114. 鋼材の種類で、重量形鋼は【 】圧延された構造用鋼材で、肉厚が5mm以上ある。軽量形鋼は【 】ロール成形で断面加工したもので肉厚が4.5mm以下で、戸建プレハブ住宅などによく使われる。 (P192)
115. コンクリートは、鋼材の防錆効果が大きく、安価であるなど多くの長所の反面、重い、【 】強度が小さい、乾燥により収縮する、亀裂が生じやすいなどの欠点もある。 (P194)
116. 台所では不燃性の材料で壁・天井を仕上げなければならないので、化粧珪酸カルシウム板(通称:ケイカル板)や化粧石膏ボード、或いは石膏ボード下地に【 】クロス貼りが用いられる。 (P208)
117. 住宅設備のコストは現在では、住宅建設費の【 】～【 】%に達しているといわれている。総建築費とのバランスで設備費を考えると共に、単に【 】コストのみに目を奪われることなく、居住後の【 】コストや維持管理コストも充分考慮することが必要である。 (P209)
118. 住宅の水道の給水方式には、①水道直結方式、②水道直結増圧方式、③高置水槽方式、④圧力タンク方式がある。戸建住宅で一般的なのは【 】方式である。 (P214)
119. 家庭内の電気は、すべて分岐回路で供給される。1回路当りの負荷容量は、【 】VAを超えないようにする。 (P220)
120. 太陽光発電システムの設置に最適な傾斜角は設置する場所の緯度によって異なるが、日本では【 】前後であり、方位はできるだけ【 】に近いほうが有利である。東西面では南面に比べると約20%ほど出力が低下する。また、周りに影となるような樹木や建物が無いことを確認することも重要である。 (P223)
121. 住宅の機械換気には、第1種換気システム、第2種換気システム、第3種換気システムがある。機械による給気と、排気口による自然換気の組み合わせは第【 】種換気システムである。 (P229)
122. 計画換気が行われる気密性の高い住宅では、24時間常時換気とする必要がある。シックハウス対策として、住宅全ての居室には1時間【 】回以上の機械換気設備を原則として設置することが建築基準法で義務付けられた。 (P230)
123. エネファーム(家庭用燃料電池)は、都市ガス等から取り出した【 】と空気中の【 】を化学反応させることで【 】をつくり、さらに発電の際に出る排熱を利用してお湯をつくり給湯や暖房等に利用することができる。 (P236)

3-2 プレハブ住宅の性能を知る

124. 建築基準法(第2章)では、個々の建築物の構造上・防火上の安全や衛生上必要な最低限の基準を【 】規定として定めている。 (P238)
125. 建築基準法では、建築物に必要とされる性能について、従来の【 】規定(特定の工法、材料、寸法等の仕様による規制)に対し、一定の性能さえ満たせば、多様な材料、設備、構造方法を採用できる【 】規定方式(性能項目、性能基準とその検証方法の制定)も規定されている。 (P238)
126. 建築基準法では、建築確認審査や申請者の負担軽減を図るために、【 】認定と【 】認証の制度が設けられており、ほとんどの工業化住宅が適用を受けている。 (P239)
127. 性能表示制度の利用は【 】制度であり、新築住宅に加え既存住宅も対象として活用されている。 (P241)
128. 性能表示制度のユーザーのメリットは、①客観的な【 】ができる。②【 】機関による検査と評価が受けられる。③【 】になっても高い評価がされ、売り易さにつながる。④【 】機関による公平なジャッジが受けられる。 (P241)
129. 平成26年2月に品確法の省令・告示等が改正された。省エネ基準改正に伴う温熱環境の内容見直し、**必須/選択**項目の見直し、地盤の【 】に関する情報提供等がその内容である。 (P241)
130. 性能表示の方法は、「【 】表示」と「数値表示、措置・対策の表示」がある。性能表示事項には、建築基準法の規制対象となる事項と、品確法で独自に定める事項があり、建築基準法の規制対象と重複する事項では等級【 】が基準法の規制レベルとなる。 (P242)
131. 【 】承認住宅制度(設計登録タイプ)の**承認を受けた住宅**は、フラット35の適合証明を受けるための設計審査の際に申請住宅が機構の定める技術的基準に適合しているか否かの審査に必要な設計図書を**簡素化**できる。 (P248)
132. 長期優良住宅の認定を受けた住宅の【 】は、その住宅の「住宅履歴情報」の作成・保存が義務付けされている。(住宅の所有者が変わった場合の次の所有者への引継ぎを含む。) (P250)
133. 低炭素住宅の認定には平成25年に改正された省エネ基準を超える性能がもとめられる。家電などを除く一次エネルギー消費量が、省エネ基準よりも【 】以上下回ることが必要であり、また、断熱性などの外皮基準は平成11年基準レベル【 】省エネ基準が要件となっている。 (P253)

134. 建物に働く力は、【 】荷重(常時働く力)と、【 】荷重(災害・積雪時に働く力)がある。 (P255)
135. 常時働く力(長期荷重)は、一般に【 】荷重と【 】荷重の合計の荷重であり、この力は長期間にわたって建物にかかる。但し、多雪区域における長期の【 】荷重も長期荷重として扱う。 (P255)
(P263)
136. 短期荷重は、【 】力、【 】力、積雪荷重のことであり、長期荷重とは異なり、短期的にかかる荷重で、生じる確率も低い。 (P255)
137. 地震力、風圧力のように建物の横からかかる力は、床面などの【 】構面によって建物に配置されている【 】壁などの耐力要素に力が伝えられる。【 】構面が耐力要素として働くには、変形しない 強さ(堅さ)が必要になり、これを水平構面の剛性という。 (P256)
138. 地震により建物に働く地震力は、地盤(地表面)の揺れに対する建物の【 】力として生じる力である。このため、地震力の大きさは建物の重量に比例する。従って、建物の重量が大きいほど大きな地震力を受けることになる。 (P264)
139. 建物の基礎部分などに積層ゴムや鋼球などによる支承を設置して、地盤からの揺れのエネルギーを緩衝させる構造を【 】構造という。 (P266)
140. 免震建築物では、地震での挙動時の周囲との【 】や【 】の安全性確保、【 】に対する影響なども検討する。 (P266)
141. 品確法の耐震・耐風・耐積雪等級は、建築基準法の要求する外力レベルを等級1とし、この外力を何倍かしたものを等級2、或いは等級3としている。耐震等級2は【 】倍、耐震等級3は【 】倍、耐風等級2は【 】倍の力に対して評価する。 (P267)
142. 品確法の耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級1は、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力に対して倒壊、崩壊等しない程度としている。この数百年に一度の地震とは、震度【 】(烈震)～【 】(激震)程度の地震を想定している。 (P267)
143. 火災安全性の考え方は、①火災を発生させないこと(出火防止)、②初期火災の拡大防止、③建物内部での延焼拡大防止、④外部からの延焼(類焼)防止がまず大切であり、⑤【 】の適切な確保がこれに加わる。 (P268)
144. 建物内で出火すると、出火初期(概ね炎が天井に達する迄の5分程度)では、しばらくの間、温度はそれほど上昇しないままであるが、ある時期に一気に上昇し、1000℃を超えるようになる。この温度上昇を境にして、一瞬のうちに部屋全体が炎に包まれる状態に急変する。この現象を【 】と呼ぶ。 (P268)

145. 火災の延焼拡大を防ぐには、火災を出火室に閉じ込める必要があり、各室を【 】的 (P269)
に区画することが基本的な考え方となる。
146. 住宅火災においては避難の安全性の確保が重要となる。集合住宅などでは、廊下や階段など (P269)
の日常的な通路の他に、バルコニーを利用してそこから隣戸に逃げられるようにしておくなど、異
なった2つの道を通して安全空間まで避難できるよう【 】避難を確保することが大切
である。
147. 防火材料とは、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後、一定の時間、一定の (P270)
要件を満たす材料であり、【 】材料、【 】材料、【 】材料の区分があ
る。
148. 基準法では、防耐火上の建築物の構造として【 】構造、【 】構造、【 】構 (P269)
造、【 】構造の区分があり、想定すべき火災の種類と、それに対する必要性能が規
定されている。
149. 防耐火上の主要構造部とは、防火上の観点から見た主要な部分をいい、「構造耐力上主要な部 (P270)
分: 令1条3号」とは必ずしも一致しない。例えば、【 】は除かれるが、外壁、主要な間仕
切りは含まれる。
150. 耐火建築物とは主要構造部を耐火構造、又は火災が終了するまで耐える構造とした建築物で、 (P270)
外壁開口部で延焼の恐れのある部分に【 】設備を設けたものである。
151. 準耐火構造45分とは、耐力壁、柱、床、はりにおいて通常の火災による火熱が加えられた場合 (P271)
に加熱開始後【 】分間、屋根及び階段においては【 】分間、構造耐力上支障のある
損傷を生じないものでなければならない。
152. 「延焼のおそれのある部分」とは、隣地境界線又は道路中心線から1階では【 】m以下、2階以 (P273)
上では【 】m以下の距離にある建築物の部分进行。
153. 防火地域では階数が3以上、準防火地域では地階を除く階数が4以上の建築物は、規模の大小 (P274)
にかかわらず、【 】建築物としなければならない。
154. 品確法の耐火等級は、延焼を防止するため、延焼のおそれのある部分の【 】と (P275)
【 】について隣家からの火災(建築物の周囲において発生する通常の火
災)に耐える性能を等級で評価している。
155. 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が規定する所定の防耐火性能を有する【 】準耐 (P276)
火構造は、基準法上の準耐火建築物ではないが準耐火構造の住宅の構造区分に属する。

156. 建物の耐久性は、維持管理と密接に関連している。湿気の多い場所に定期的に通風を行って乾燥させ【 】の繁殖を防ぐなど、性能劣化を起こさないような維持管理を実施し、ある程度以上の劣化を起こしたとき、改修、取り替えなどによってその回復を図ることが重要である。 (P277)
157. 木材の経年的劣化は【 】菌による腐朽、【 】による虫害などの生物的要因が大きく、生物による劣化現象に関しては木材の【 】状態が大きく影響する。 (P278)
158. 木材の劣化対策の第一は【 】の遮断、排出であり、これらは設計、施工、維持管理、住まい方のいずれの面でも配慮が必要である。木材は一般には気乾状態において含有率は【 】%程度であり、多湿な環境下におかれぬ限り、水分不足状況下になり腐朽することは少ない。 (P278)
159. 住宅の土台、外周壁で地面上【 】m以内の軸組材等、1階床下の木部、浴室回りの軸組等には防蟻・防腐処理材を用いる必要がある。 (P278)
160. 亜鉛メッキされた鋼材が水と接触した場合、イオン化傾向の大きい亜鉛が溶け出し、鉄が保護される現象を【 】防食という。 (P279)
161. 鉄筋コンクリートの耐用年数を左右する最大の要因は、鉄筋の発錆による劣化である。鉄筋の発錆要因として空気中の【 】によるコンクリートの【 】化が挙げられる。 (P280)
162. 一般環境下における鉄筋コンクリートの耐久性向上対策として、「中性化の遅いコンクリートを作る」、「材料中に有害物質を含まない」、「【 】厚さを正確にとる」などが挙げられる。 (P280)
163. 最下階の居室の床が木造の場合には、床下をコンクリートや防湿フィルムを施したものを除いて、床高【 】cm以上、外壁の床下部分には、壁の長さ【 】m以下毎に300cm²以上の換気孔を設けなければならない。 (P280)
164. 品確法では、維持管理を容易にする対策を講じる対象として設備配管を取り上げ、「給排水管」、「給湯管」、「ガス管」の日常の【 】性を評価対象とし、等級3、2、1で評価・表示する。 (P282)
165. 品確法の維持管理対策等級2以上の取得の要件として、配管の躯体への埋設を禁止している。壁、柱、床、及び基礎の【 】部分を貫通する場合を除き、【 】内に埋め込んではいけない。 (P282)
166. 温熱空気環境の設計上必要な配慮として、日射熱については冬季での【 】、夏季での【 】が挙げられる。 (P283)

167. 日本の大部分の地域では冷暖房が必要であり、このときのエネルギー消費をできる限り少なく抑えることが、エネルギーコストの低減や【 】防止の観点から重要である。 (P283)
168. 一般に暖房時の室温は18～22℃(湿度40～60%)、冷房は外気温との差が【 】℃前後が適正とされている。 (P283)
169. 断熱保温設計は、建物の【 】化と【 】化を図ることにより、建物からの熱の流出をできるだけ防ごうというものである。 (P284)
170. 暖かくて大量の水蒸気をもった空気が冷たい壁面に触れて冷えると、水蒸気のうちの一部は水滴となって現れる。これを【 】といい、このときの温度を、この空気の【 】という。 (P286)
171. 国の「第4次エネルギー基本計画」を受け、低炭素社会に向けた今後の目指すべき住まいの姿として、【 】年までに標準的な新築住宅でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を実現し、【 】年までに新築住宅の平均でZEHを実現することを目標としている。 (P20) (P288)
172. 平成 25 年の省エネルギー基準の改正で外皮の熱性能については熱損失係数Q値から【 】UA値による評価に変更された。 (P292)
173. 改正された品確法の温熱環境・エネルギー消費量に関する評価では、【 】(断熱等性能:等級4, 3, 2, 1)と、設備の性能や創エネルギーを総合的に評価する【 】(等級5, 4, 1)の2つの指標での評価方法があり、どちらか適用する基準を選択できる。(併用も可) (P294)
174. 室内空気を清潔に保ち、汚染を防止するために有効な措置としては、汚染物質を発生しない材料で住宅を作るのはもちろんのこと、【 】や【 】による室内外の空気の入れ換えも重要である。 (P295)
175. 住宅の室内空間を構成する建材、家具等から発生する化学物質による頭痛や吐き気などの症状を【 】(症候群)という。 (P295)
176. 平成15年7月、すべての新築住宅にシックハウス対策のための措置が義務化された。規制対象となる化学物質はホルムアルデヒドと【 】である。 (P297)
177. 平成15年7月の建築基準法改正によりホルムアルデヒド対策として、使用できる建材の制限や天井裏等の対策などとともに、住宅の居室には【 】換気が義務づけられた。 (P297)
178. 平成15年7月の建築基準法改正によって、建材のホルムアルデヒド発散量は☆の数による表示に変更された。ホルムアルデヒドの放散量が最も少ないものは星【 】つ、F【 】と表示される。 (P297)

- 179.【 】(アスベスト)は呼吸によって肺に吸入されると中皮腫や肺がんの原因となるといわ
れているため、平成18年10月の建築基準法改正により、【 】の飛散の恐れのある建築
材料の使用が禁止された。 (P296～ P298)
180. 建築基準法第28条2項により、居室の換気のために有効な開口部を、その居室の床面積の
【 】以上設けなければならないと規定されている。 (P298)
181. 品確法における空気環境性能の評価方法は、住宅室内の水蒸気やホルムアルデヒド等の濃度
を低減するための基本的な対策の程度を等級で表示し、【 】設備の有無を表示す
る。また、住宅の完工段階で室内の化学物質の濃度がどの程度であったかの【 】
値を明示する。 (P299)
182. 昼光は太陽から直接届く直射日光と、大気中で散乱して空から来る【 】に大別される。 (P300)
183. 通常、採光のための昼光光源としては、【 】のみを考えている。(直射日光は気象等
による変動や指向性、明暗部の対比が強いなどのため) (P300)
184. 【 】とは直射日光の利用、【 】とは直射日光を除いた天空光の利用、【 】と
は人工的な光の利用によるものと定義される。 (P300)
185. 窓(開口部)で採光に有効な部分の面積は、採光有効面積＝開口部の面積×【 】係数
で示される。 (P300)
186. 品確法の方位別開口比の評価方法において、方位の取り方として、方位別の区分は真北方向
を基準とした、北、東、南、西の方位軸に平面上で【 】°(度)で交わる線を境界として振り分
ける。 (P301)
187. 空気中を伝わる音波が、人間の聴覚を刺激して生ずる感覚が音である。音がその発生源より、室
内にいる人間の耳に達する過程には、直接空気を伝わってくるもの「空気伝搬音」と、足音やド
アの開閉音のように、建物の中を伝わってくるもの【 】伝搬音」とがある。 (P302)
188. 音の強さ(エネルギーの大きさ)を表し、値が大きいほど大きな音であることを表す単位には
【 】を用いる。 (P302)
189. 音波の1秒間の振動数で、値が大きいほど高い音であることを表す単位には
【 】を用いる。 (P302)
190. 遮音性能指標【 】値は、入射音と透過後の音との「音圧レベル」の差を測り、決定する。 (P303)
191. 遮音上有効な材料・構法に関して、一般には、【 】厚い材料を使用する構法ほど遮音
性能が高くなる。コンクリートの壁などは、遮音性が質量に比例して大きくなっていく(質量則)。 (P303)

192. 壁や床の遮音性は、その弱いところの影響が全体に大きく現れる。例えば、開口部では隙間や【 】面などが弱点となり、外壁面全体としての遮音性能の低下に結びつくことが多い。(P303)
193. 【 】性とは、入射した音を吸収、又は透過させることにより、音の反射を抑え、壁に当たった音をもとの方へ反射させないことをいう。(P303)
194. 室内に音の反射があると、音源が止まっても音の余韻が残る現象(残響)が生じる。残響時間は長過ぎても短過ぎても快適な音環境にはならないため、特に音楽会場などでは【 】性の適正な設定が用途上必要となる。(P303)
195. 吸音材料に関しては、室内に配置される家具調度、在室する人間なども吸音する能力はあるが、【 】材料は、低音よりも人間の耳の感度からみて気になる中音から高音を良く吸収する。(P303)
196. 床衝撃音への対策で【 】衝撃の場合、床版を厚いコンクリート板で質量増にしたり、構造部材断面を大きくしたり、上下室間の床・天井構造を分離して、振動が伝わらないようにする等である。(P304)
197. 床衝撃音への対策として【 】衝撃の場合、床仕上材として緩衝作用の良いもの、例えば、たたみ、カーペットなどを用いたり、床をフローリング仕上げとする場合には、下地に遮音マットや、天井との間に吸音材設置が必要となる。(P304)
198. 身体機能の低下や障害が生じた場合においても、基本的にそのまま住み続けることを可能とし、居住者ができる限り長い間自立した日常生活を送れるよう建築当初から配慮することを【 】デザインという。(P306)
199. 長寿社会への対応だけでなく、幼児から高齢者までの家族ひとりひとりの毎日の安全な生活を考えた設計上の配慮を【 】デザインという。(P306)
200. 品確法の【 】性能は、等級の選択にあたっては、高齢者等の障壁となるものや、生活介助の必要の程度など、それぞれ個人差があり、必ずしも最高等級である必要はないといえる。(P308)
201. 住宅侵入盗犯罪に対する消費者意識の高まりを背景として、平成18年4月に【 】が性能表示に加えられた。(P311)
202. 戸建住宅における侵入盗の侵入方法は【 】と戸締り忘れが多くを占めている。また、戸建住宅における侵入盗の侵入時間が【 】以上かかると約7割の侵入盗はあきらめるといわれている。(P311)

203.防犯に関する性能表示では、通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための (P312)
対策として、各階毎に該当する開口部に防犯性能の高い建物部品を表す共通標識である
【 】マークを付した「防犯建物部品」が使用されているかどうかを表示する。

3-3 プレハブ住宅を支えるテクノロジーと仕組み

204.昭和40年代後半プレハブ住宅の供給は、量的には増加傾向にあったが、その質の向上、性能 (P323)
の表示、価格の安定が社会的に求められた。このような状況を背景に、建設省(現:国土交通
省)では工業化住宅【 】制度を、昭和48年度に発足し、昭和62年からは(財)日
本建築センターに事業が移行され実施されてきた。この制度は、平成12年以降は、改正された
建築基準法および品確法との制度的連動を図るため、工業化住宅【 】事業へ
と再構築された。